

さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度実施要領

1 趣旨

この要領は、さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度（以下、「教員人事応募制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 目的

教員人事応募制度は、さいたま市立高等学校長・中等教育学校長（以下、「校長」という。）が、自らの学校の「目指す学校像」・「重点目標」等を公開して教員を募集し、応募した教員の中から必要とする人材を確保するとともに、人事交流を推進し、特色ある学校づくり並びに教職員組織の充実及び活性化を図るために、人事異動の一環として実施する。

3 内容

- (1) 教員人事応募制度は、埼玉県教育委員会の実施する「埼玉県立高等学校等教員人事応募制度」と連携することにより行う。
- (2) 募集校として決定された校長は、必要な教員を、埼玉県立学校教員を対象に募集する。
- (3) 募集校の校長は、応募教員の中から配置希望者を決定し、さいたま市教育委員会を通じ埼玉県教育委員会に具申する。

4 募集校

- (1) 校長は、募集する教員の教科、人数等をさいたま市教育委員会に申請する。なお、募集できる教員数は、2名以内とする。
- (2) 校長は、当該学校の「目指す学校像」の実現、「重点目標」の達成に向けた課題を解決するための具体的な方策等を記した今年度の「学校自己評価システムシート」と、応募教員への期待などを記した来年度の「教員人事応募シート」を提示する。
- (3) さいたま市教育委員会は、校長の申請を受け、審査の上、募集校を決定する。

5 応募資格

次の(1)から(3)のいずれも満たす者が応募できる。なお、高等学校登載者（市採用者を除く）に限る。また、教員は、1人1校のみ応募できる。

- (1) 埼玉県立学校又はさいたま市立の高等学校・中等教育学校に現在勤務する者。ただし、管理職候補者名簿登載者は除く。
- (2) 現任校における年度末在職年数が5年以上の者。
- (3) 採用後2校目以降の学校に勤務する者。

6 選考方法等

- (1) 募集校の校長は、書類選考及び面接等による選考を実施し、応募教員の意欲、適性、能力等を勘案して配置希望者を決定する。
- (2) 学校運営上必要な教員が得られない場合には、配置希望者なしとすることができる。
- (3) 募集校の校長は、校長が必要と認める場合には、校長が指名した者を選考作業に当たらせることができる。

- (4) 選考作業は、応募教員の個人情報等に十分配慮して行わなければならない。
- (5) 募集校の校長は、配置希望者に希望順位をつけて、さいたま市教育委員会及び埼玉県教育委員会に具申する。

7 服務の取扱い

応募教員については、埼玉県立高等学校等教員人事応募制度実施要領による。

8 情報の提供

募集校の校長は、目指す学校像実現に向けた計画及びその計画に基づいて実行された活動の成果を公開し、市民等に情報の提供を行うとともに、さいたま市立高等学校・中等教育学校の学校改善に資するよう努める。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 附則 この要領は、平成22年6月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年6月13日から施行する。
- 附則 この要領は、平成24年6月29日から施行する。
- 附則 この要領は、平成25年6月27日から施行する。
- 附則 この要領は、平成26年6月23日から施行する。
- 附則 この要領は、平成27年6月30日から施行する。
- 附則 この要領は、平成28年6月22日から施行する。
- 附則 この要領は、平成29年6月30日から施行する。
- 附則 この要領は、平成30年6月30日から施行する。
- 附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和2年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

令和5年度当初さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度実施要領細目

1 募集できる教科

令和5年度当初に本採用教員の補充可能な枠がある教科とする。

2 募集校決定手続

- (1) 校長は、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度募集申請書」（様式1）、募集教科、論文題等を記入した「令和5年度当初教員人事応募シート」（様式2）及び「令和4年度学校自己評価システムシート」をさいたま市教育委員会に提出する。
- (2) さいたま市教育委員会は、それらをもとに審査し、募集校を決定するとともに、その旨を県教育委員会へ連絡する。
- (3) 募集校が決定された場合、さいたま市教育委員会は、埼玉県立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度実施要領及び同細目の手続きに則って、県教育委員会と連携を取りながら募集・応募等を進める。

3 募集手続

さいたま市教育委員会は、埼玉県教育委員会と連携を取りながら、次に掲げる項目を県立学校教員へ周知する。

- (1) 募集校及び募集教科、募集教員数
- (2) 募集校の「さいたま市立高等学校・中等教員人事応募論文」（様式4）の論文題一覧

4 応募手続

- (1) 応募教員は、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募用紙」（様式3）及び「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募論文」（様式4）を作成し、所属長に提出する。
「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募論文」（様式4）については、応募教員がこれまで実践し成果をあげた事項を踏まえて具体的に記入する。
- (2) 所属長は、所属長所見を記入したうえで、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募用紙」（様式3）及び「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募論文」（様式4）を、募集校の校長に提出する。
- (3) 募集校の校長は、教員の応募状況を「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募状況報告書」（様式5）によりさいたま市教育委員会に報告する。さいたま市教育委員会は、応募状況を埼玉県教育委員会に報告する。

5 選考方法等

- (1) 募集校の校長は、選考方針を定めた上で選考する。
- (2) 第一次選考は、以下の書類選考により実施する。
 - ア さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募用紙（様式3）
 - イ さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募論文（様式4）
- (3) 第二次選考は、第一次選考合格者に対し、面接等により実施する。
- (4) 募集校の校長は、選考に係る事務連絡及び第一次選考結果を、応募教員及びその所

属長に通知する。

なお、第二次選考結果については、人事異動結果をもって通知とする。

- (5) 募集校の校長は、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度配置希望者に関する具申書」（様式6）により、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会に順位をつけて複数の配置希望者を具申することができる。

6 成果報告

校長は、自校の「令和4年度学校自己評価システムシート」を、さいたま市教育委員会に提出する。

7 公開

募集校は、「令和5年度当初教員人事応募シート」（様式2）を「令和4年度学校自己評価システムシート」と同様に公開する。

8 実施スケジュール（予定）

4年 7月25日まで	「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度募集申請書」（様式1）、募集教科、論文題等を記入した「令和5当初年度教員人事応募シート」（様式2）及び「令和4年度学校自己評価システムシート」をさいたま市教育委員会へ提出する。
4年 8月下旬	募集校の決定
4年 8月下旬から 9月上旬	募集校を県立学校の教員へ周知する。
4年 9月29日まで	所属長は所定書類を募集校の校長へ提出する。
4年10月上旬から 中旬	募集校の校長は、応募状況を「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募状況報告書」（様式5）によりさいたま市教育委員会へ報告し、第一次選考結果及び第二次選考実施日を、所属長を通じて応募教員へ通知する。なお、 <u>応募者がいない場合は、応募教員氏名の欄に「応募者なし」と記入して提出すること。</u>
4年10月中旬	第二次選考（面接等）の実施
4年10月20日まで	募集校の校長は、配置希望者を決定し、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度配置希望者に関する具申書」（様式6）により、さいたま市教育委員会及び県教育委員会へ具申する。なお、 <u>配置希望者がいない場合は、氏名の欄に「配置希望者なし」と記入して提出すること。</u>
5年 4月1日	人事異動
6年 3月下旬	校長は「令和5年度学校自己評価システムシート」をさいたま市教育委員会へ提出する。

9 その他

この細目に定めのない事項については、「人事異動方針」等の定めによる。